

魚津市女性育成セミナー開催支援業務委託【仕様書】

1 業務名

魚津市女性育成セミナー開催支援業務

2 業務の目的

企業の持続可能性を高めるという観点で女性活躍推進の必要性が高まっているという現状を踏まえ、職場における管理職やリーダーとして必要なスキルや知識を身に着けるなど、魚津市内で働く女性のキャリアアップを目的に、女性育成セミナーを実施する。

3 業務の内容

(1) 事業全体の企画立案、運営支援

本事業の企画や運営（育成塾当日の運営を含む）に関する支援を行うこと。
なお、女性育成セミナーは期間中に3回以内（3時間程度/回）実施することとし、その内容は別に協議する。

(2) 講師の選定、調整支援

当該事業の目的に即した講師を選定し、日程や内容等の調整に関する支援を行うこと。

(3) 広告物の作成支援

当該事業を広く周知するための印刷物（チラシ、ポスター）のデザイン作成や、修了証作成に関する支援を行うこと。

(4) アンケートの作成・集計支援

1回終了ごとに事後アンケートを実施し、集計結果を速やかに共有すること。

(5) 業務の成果品及び提出期限

受託したすべての業務完了後に、成果物として報告書を提出すること。

4 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。（オンライン可）
委託業務期間中は毎週1回データ提出による実施状況報告を行う。
その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

5 受託者に提出を求めるデータ

実績報告（講座の内容に関する資料、参加者一覧（参加者の所感等を含む））、
その他市が求める情報 等

6 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 業務委託金額

900,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

9 その他留意事項

- (1) 講師旅費、会場使用料、謝礼、許諾料等、本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。ただし、周知用印刷物の印刷製本費は除く。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。